

1. 特定健康診査等実施計画の趣旨及び公表

健康保険組合を含む医療保険者は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされました。

当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定め、特定健康診査等実施計画として公表します。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、令和6年度からの6年度を1期として「第4期特定健康診査等実施計画」を定め、本計画に基づき実施いたします。

2. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1) 実施場所

① 特定健康診査

次の契約医療機関に業務委託して行ないます。

- ・当健康保険組合契約医療機関
- ・一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（以下：東振協）契約医療機関

② 特定保健指導

次の契約保健指導委託機関にて行ないます。

- ・東振協契約保健指導委託機関
- ・株式会社保健支援センター

また、人間ドック受診当日に特定保健指導を実施可能な次の契約医療機関に委託し行ないます。

- ・結核予防会総合健診推進センター
- ・同友会春日クリニック
- ・P L 東京健康管理センター

また、全国に在住する加入員に対応すべくICTを活用した遠隔保健指導を開始します。

2) 実施項目

標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている検査項目とします。

3) 実施時期

実施時期は通年とします。

4) 受診方法

当健康保険組合が実施する疾病予防事業における健診等（一般健診・生活習慣病予防健診・人間ドック他）は、特定健康診査の内容を包含していますので、健診等を受診することで、特定健康診査を行なったこととなります。

特定健康診査は、実施場所から各自で直接申し込みし受診します。

ただし、健診等の一部については当健康保険組合へ申し込みしていただく場合があります。

特定健康診査を契約外健診機関で受診した場合は、当健康保険組合補助金支給規程に基づき、費用の一部を補助いたします。

特定保健指導は、実施場所から各自で直接申し込みし受診します。

また、特定保健指導を事業所で複数名同時に受診する場合は、事業所担当者がとりまとめて申し込みします。

なお、特定健康診査及び特定保健指導の費用負担については、当健康保険組合各種健診等実施規程を適用します。

5) 健診データの受領方法

健診データは、東振協契約医療機関は東振協を通じて電子データを月単位で受領し、当健康保険組合契約医療機関は、健康診断費用請求時に電子データ又は、結果報告書（紙ベース）を受領して当健康保険組合で保管します。

また、補助金制度利用者の健診データ及びパート先等の健診データ等は、随時受領し結果報告書とともに、東振協に電子データ化を依頼し、特定保健指導の階層化します。

電子データ化した健診データは、特定健診・特定保健指導共同情報処理システムに登録します。

なお、健康診断・保健指導データの保管年数は5年とする。

6) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定健康診査の受診者に対して、階層化の結果、特定保健指導対象となったすべての方を対象にします。

ただし、任意継続被保険者は除きます。

3. 達成目標

1) 特定健康診査の実施にかかる目標

国では、参酌標準として特定健康診査の実施率を2029年度で85.0%（総合健保の目標値）と設定しています。

当健康保険組合では、この目標を達成するために、令和6年度（2024年度）以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

目標実施率	（%）					
	6年度 2024年度	7年度 2025年度	8年度 2026年度	9年度 2027年度	10年度 2028年度	11年度 2029年度
被保険者	83.0	84.5	86.0	87.5	89.0	90.9
被扶養者	30.0	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0
合計	76.8	78.4	80.0	81.5	83.1	85.0

2) 特定保健指導の実施にかかる目標

国では、参酌標準として特定保健指導の実施率を2029年度で30.0%（総合健保の目標値）と設定しています。

当健康保険組合では、この目標を達成するために、令和6年度（2024年度）以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

目標実施率（被保険者＋被扶養者） (人)

	6年度 2024年度	7年度 2025年度	8年度 2026年度	9年度 2027年度	10年度 2028年度	11年度 2029年度
対象者	30,000	30,050	30,100	30,150	30,200	30,250
特定保健指導 対象者数推計	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
実施率	16.0%	19.0%	22.0%	25.0%	28.0%	30.0%
実施者数	496	589	682	775	868	930

3) 特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

令和11年度（2029年度）において、平成20年度（2008年度）と比較したメタボリックシンドロームの該当者及びその予備軍の減少率を25.0%以上とします。（国の基本指針が示す全国目標を踏まえて設定）

4. 個人情報保護

1) 基本方針

当健康保険組合で定める個人情報保護管理規程を遵守します。個人情報の取り扱いについては当健康保険組合ホームページにより被保険者等に周知します。

当健康保険組合及び委託された契約医療機関・保健指導委託機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはなりません。

2) 記録の管理

当健康保険組合のデータ管理責任者は、常務理事とする。

また、データの利用者は当健康保険組合保健事業部職員並びにデータヘルス計画従事者に限ります。

外部委託する場合は、データの利用範囲・利用者等を契約書に明記することとします。

5. 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画は、当健康保険組合ホームページに掲載し、公表・周知します。

6. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、目標と大きく乖離した場合、その他必要がある場合に見直すこととします。

7. その他

1) 利用券等の配布

特定健康診査・特定保健指導は、当健康保険組合が定めた契約医療機関で行うため、原則、特定健康診査対象者等への利用券等の配布は行ないません。

2) 特定健康診査・特定保健指導の実施者等への研修

当健康保険組合の職員で特定健康診査・特定保健指導に係る業務に従事する者については、特定健康診査・保健指導に関する研修に随時参加させます。